

答 申 書

(答申第29号)

令和2年3月9日

福井市情報公開審査会

答 申

(第29号)

第1 審査会の結論

審査請求人が行った「平成30年11月1日付けで福井市が市内社会福祉法人に対し虐待の認定を行った件に関する書類一式、平成31年3月6日付けの同書類(虐待ケース記録、障害者福祉施設従事者等および使用者による障害者虐待について(報告))」の公文書開示請求に対し、福井市長(以下「実施機関」という。)がこれを一部開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和元年5月27日付け障福第198号で審査請求人に対して行った公文書一部開示決定処分について、これを取り消し、本件公文書の全部開示をすとの裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市情報公開審査会(以下「審査会」という。)で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件公文書における報告は、福井市障がい福祉課から福井市長宛に行われたものであるが、これらにおいて虐待案件の当事者とされた、審査請求人が属する法人にとって著しく不利益な事実が認定されていることが伺われる。それにも関わらず、当該法人に対しては、当該報告の結果と内容について何らの説明も行われていないまま、「悪質で早急な対応」が必要な虐待案件として福井県知事に対して報告が行われている。

当該法人は、福井市障がい福祉課の立ち入り調査に協力し、特段の話や説明もないまま翌日に警察の家宅捜査を受け、大変な騒ぎとなった。当該法人は内外にこの事態を説明し、問題点があれば是正し、混乱を治める必要があり、福井市障がい福祉課に、当該法人としてのこれらの事案の捉え方や今後の対策について話し、意見を求めるが応じてもらえなかった。また、当該法人による一連の行為のどの部分が虐待にあたるのか、事件直後から要請している当該法人側の見解と市の見解とをすり合わせる機会もなかった。

このように、いかなる事実が「悪質」な虐待事案であるかを当事者に対して示さないまま行われた一方的な認定は、適正な行政手続とは言えず、ひいては

行政運営の公正さを疑わせるものと言わざるを得ない。また、障害福祉における行政と当該法人との協力による円滑な福祉行政、福祉事業の推進を阻害することにもなりかねず、当該法人の介護現場に対しても困惑と混乱を生み出している。

当該法人に対して、何が虐待に当たるのかを正確に示すことは、適正手続の最も基本的な要請であるとともに、明確な事実の提示がなければ、当該法人として改善の努力を行うことも困難である。

(2) 福井市が行った今回の一部開示決定は、全面黒塗りで、実質的に全面非開示であり、偏った障がい福祉課の報告を隠蔽し、庇護する結果となっており、不当なものと言わざるを得ない。障がい福祉課には、責任部局として当該法人に対する説明責任を果たしてもらいたく、福井市長に対して、本決定に対する厳正な審査を求める次第である。

なお、本件で個人情報が含まれることを理由に実質的完全非開示を決定しているのであれば、匿名処理をしたうえで開示するという方法もありうるように思われる。この点に関しても、ご検討いただくよう強く要望したい。

第3 実施機関の説明の要旨

1 事実関係の経過について

令和元年5月13日に審査請求人が来庁し、公文書開示請求書が提出された。その後、令和元年5月27日付け公文書一部開示決定に対し、審査請求人から令和元年7月4日に公文書開示審査請求書が提出された。

2 非開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第18条は、同法第2条第4項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報又は届出を受けた市町村の職員に対し、当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない旨規定している。本件公文書には当該通報又は届出をした者を特定させるものが含まれていることから、これに該当する部分につき福井市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号（法令秘情報）により非開示とした。

(2) 本件公文書には市内社会福祉法人の利用者・職員に関する情報が含まれていることから、その一部でも開示することで当該利用者・職員が特定され、又は

当該利用者・職員の心情、言動が明らかになり、当該利用者・職員のプライバシーを侵害するおそれがある部分につき条例第7条第2号（個人情報）により非開示とした。

(3) 本件公文書には市内社会福祉法人に関する情報が含まれていることから、その一部でも開示することで当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがある部分につき条例第7条第3号（法人等の事業活動に関する情報）により非開示とした。

(4) 本件公文書には実施機関が行う虐待対応業務（調査を含む）に関する関係機関等との調整内容や虐待認定に至るまでの経過が記されているが、これらの情報が法人側に開示されることは想定していないことから、その一部でも開示することは、実施機関の対応方針を明らかにするおそれがあり、本件のみならず今後の虐待対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、該当部分につき条例第7条第5号（事務事業執行情報）により非開示とした。

第4 審査会の判断

1 公文書の特定について

実施機関が開示を行った文書一式を審査会で精査したところ、非開示部分において、別紙を参照などの記載により、別紙文書の存在を示す記載がみられた。これについて審査会から実施機関に確認したところ、当該別紙文書一式が審査会に提出され、これらについては条例第7条第2号、第3号及び第5号によりその全部を非開示とした旨の説明があった。

審査請求人は、本審査請求に先立つ開示請求において「～に関する書類一式」との記載により包括的な請求を行っていることから、当該別紙文書一式が当初の開示請求の対象に含まれることは明らかであり、当該別紙文書一式についてその全部を非開示とするに当たっては、その存在を開示決定通知において示す必要があったと考えられる。

このことを踏まえ、当審査会は実施機関が開示を行った文書一式に加え、当該別紙文書一式についても審査請求人が全部開示を求める本件公文書に該当するものにとらえ、その非開示の妥当性について検討を行った。

2 結論

審査会は、本件公文書の内容と審査請求人及び実施機関の双方の主張を検討したところ、本件公文書における非開示部分については、条例第7条第1号、第2号、第3号又は第5号に規定する非開示情報に該当するものと認める。

ただし、実施機関は、条例第7条第5号に規定する非開示情報について、これ

らの情報が法人側に開示されることは想定していない旨説明するが、非開示情報への該当性の判断は情報それ自体の内容及び性質をもって行われるものであり、当該情報の作成及び公開範囲の意図が考慮されるものではない。

なお、審査請求人は、個人情報について匿名処理を実施したうえでの開示についても検討を要望するが、条例第7条第2号本文は「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として定めている。このため、特定の個人を識別することができず、かつ、それを開示することで当該個人の権利利益を害するおそれがない個人情報については、もとよりそれを開示することが制度本来の趣旨と解される一方、本件は個人の権利を害するなどのおそれがあることを非開示の理由としていることから、先の要望は上記判断を左右するものではない。

よって、当審査会は、頭書のごとく結論する。

第5 付記事項

結論において、実施機関の公文書開示に係る判断に誤りはないと言える。しかし、当審査会は、本件を通じ、情報公開制度の運用について問題があると考えたため、次のとおり付記し、これらの事項について福井市が対応されることを希望する。

1 情報公開請求に当たっての公開を求める文書の特定

「第4 審査会の判断」中「1 公文書の特定について」において先に記載したとおり、審査請求人がその存在を了知しないまま全部非開示となっている別紙文書があるものと認められる。

実施機関は、これらの別紙文書について、全面非開示としたとしているが、審査請求人に対し、その別紙文書も含めて非開示であることを知らせなければ、審査請求人は、別紙文書が存在することさえ知らないままに非開示決定を受けることとなってしまふ。これら別紙文書には、本文文書において開示がされていることと同一内容の記載も含まれており、一部は開示すべきものであったとも考えられ、当審査会は、実施機関が、審査請求人に対し、これらの別紙文書についても、適正に対応すべきことを求める。

2 条例第7条第5号該当性の判断基準について

本件公文書における非開示決定部分は、条例第7条第5号(事務事業執行情報)を根拠とする箇所が多数含まれている。ここでは、「虐待対応業務の適正な遂行に

支障を及ぼすおそれの有無」により、開示部分及び非開示部分を判断することになるが、本件における実施機関の決定は、統一的な基準を定めた上での判断がされていないものと感じられ、実施機関においては、その基準を明確にした上で行うべきである。

なお、業務支障のおそれをあまりにも抽象的に捉えすぎると、行きすぎた情報公開請求の制限へと繋がりがねないものとなるから、情報公開請求の権利性に配慮しつつ、判断基準を設定すべきである。

- 3 本審査請求に関する本審査会の意見は、以上のとおりである。審査請求人は、虐待事案を指摘された社会福祉法人の役員であり、その実質的な目的は、当該法人として、虐待と指摘された具体的事実を知るとともに、その事実を前提とした当該法人としての改善点を探りたいというものであった。しかし、情報公開制度によっては、この目的を達成することは難しく、当該法人と実施機関の間に信頼関係を構築し、双方の意見交換などを通じて実現することを切に希望する。

令和2年3月9日

福井市情報公開審査会

会長 安藤 健

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
令和元年 8月28日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
令和元年 11月27日	第1回目審査会（審議）
令和元年 12月26日	第2回目審査会（審査請求人意見陳述、審議）
令和2年 1月29日	第3回目審査会（実施機関意見陳述、審議）
令和2年 2月19日	第4回目審査会（答申案検討）
令和2年 3月 9日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
安 藤 健	弁護士	会長
池 田 岳 史	福井工業大学教授	会長職務代理者
小 川 多美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
坪 川 貞 子	社会保険労務士	
吉 村 匡 弘	行政経験者	

（氏名は、五十音順）